

**コンパクトシティ形成支援チーム
連携施策ワーキンググループ（連携WG）の設置について（案）**

1. 連携WG設置の趣旨

- 「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）【別紙1】を踏まえ、市町村において、立地適正化計画の作成と関係施策分野の取組が連携し、コンパクトシティの形成に向けた取組が効果的かつ円滑に進められるよう、市町村の課題・意見等の内容を掘り下げ、連携施策の検討等を行う。

2. 連携WGを設置する政策分野

- ブロック別相談会での市町村からの意見等を踏まえ、当面、次の3分野について連携WGを設置することとする。
 - （1）地域公共交通施策
 - （2）医療・福祉・子育て施策
 - （3）公共施設再編施策

3. 連携WGの構成員

- 連携WGは、原則として、当該連携施策を所掌する関係省庁及び関係地方公共団体から構成するものとする。
- 連携WGの庶務は、国土交通省が務めることとする。

4. 連携WGの進め方・スケジュール

- 7月中に開催することとするが、WGの議題、開催日程等の詳細については、後日事務局から各連携WGの構成員に連絡することとする。

5. 支援チーム設置要綱の改正

- 連携WGの設置に伴い、別紙2の通り、コンパクトシティ形成支援チームの設置要綱を改正する。

まち・ひと・しごと創生基本方針 2015（抄）

平成27年6月30日閣議決定

（抜粋部分）

4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

（1）まちづくり・地域連携

③都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成に当たっての政策間連携の推進

③都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成に当たっての政策間連携の推進

各種の都市機能が住民から見てアクセスしやすく利便性の高いものとなるよう整合性をもって配置されるとともに、一定の地域に人と企業を集積し、「密度の経済」を実現することによる地域の「稼ぐ力」の向上に資するため、都市のコンパクト化と公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成に当たっては、公共施設の再編、国公有財産の最適利用、医療・福祉、中心市街地の活性化等の関連施策との連携の下、総合的に取組を進める。

【具体的取組】

◎ 都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成に当たっての政策間連携の推進等

- ・都市のコンパクト化と公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成に向けて、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の再編等、国公有財産の最適利用、地域包括ケアシステムの構築、「まちの賑わい」づくりなどの関連施策との連携を図るため、コンパクトシティ形成支援チームの下に、関連施策テーマごとに関係省庁と関係地方公共団体からなるワーキンググループ（連携WG）を立ち上げる。まちづくりの現場の課題・ニーズを把握した上で、施策の充実や市町村内の部局間連携強化のための環境整備などを行うとともに、先行事例の中から好事例をモデルケースとして情報提供することで、立地適正化計画及び地域公共交通網形成計画の策定の促進を図る。

(案)

コンパクトシティ形成支援チームの設置について

平成27年3月19日

関係省庁申合せ

平成27年7月3日改正

1. まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）【別紙】に基づき、コンパクトシティ形成に向けた市町村の取組が一層円滑に進められるよう、関係施策が連携した支援策について検討するなど、関係省庁を挙げて市町村の取組を強力に支援するため、コンパクトシティ形成支援チーム（以下「支援チーム」という。）を設置する。
2. 支援チームの構成員は、次のとおりとする。ただし、チームリーダーは、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

チームリーダー	国土交通省大臣官房審議官（都市局担当）
副チームリーダー	国土交通省総合政策局公共交通政策部長
構成員	内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局参事官 復興庁統括官付参事官 総務省自治行政局市町村課長 総務省自治財政局財務調査課長 財務省理財局国有財産企画課長 金融庁監督局総務課長 文部科学省大臣官房政策課長 厚生労働省医政局地域医療計画課長 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長 厚生労働省老健局高齢者支援課長 農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課都市農業室長 経済産業省商務情報政策局商務流通保安グループ中心市街地活性化室長 国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課長 国土交通省住宅局住宅政策課長 国土交通省都市局都市計画課長

3. 支援チームの下に、関係施策テーマごとにワーキンググループ（以下「連携WG」という。）を設置することができる。
4. 支援チーム及び連携WGの庶務は、関係行政機関の協力を得て、国土交通省において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、支援チーム及び連携WGの運営に関する事項その他必要な事項は、チームリーダーが定める。